

## ○君津市広告掲載に関する要綱

令和元年 9 月 26 日

告示第 64 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日告示第 35 号

君津市刊行物等に係る有料広告の掲載に関する要綱（平成 17 年君津市告示第 132 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の広告媒体に民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）広告媒体 市が発行等を行う広報誌、パンフレット、ホームページ、市有財産等広告の掲載が可能なものをいう。
- （2）広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告掲載の基準）

第 3 条 広告掲載をすることができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条の規定により、風俗営業と規定されている業種及びこれに類するもの
- （2）消費者金融及びこれに類する業種に係るもの
- （3）債権取立て、示談引受け等を行う事業者
- （4）法令等（法令、条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- （5）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続が行われている事業者
- （6）市税を滞納している事業者

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものの広告は、掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数、掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、当該広告媒体を所管する部等の長が別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、市の広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(掲載の申請)

第6条 広告掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、広告掲載申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告の版下原稿（以下「版下原稿」という。）
- (2) 業務内容等が分かるもの

(掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。ただし、募集期間を定めている場合は、募集期間を経過した後に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 前2項の規定による決定等は、当該広告媒体を所管する部等の長の専決により行うものとする。

(優先順位)

第8条 市長は、広告掲載が適当と認められる申請者が予定の枠数を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札による場合は、この限りでない。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、申請者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、当該広告媒体を所管する部等の長は、広告掲載の順位を別に定めることができる。

(掲載料の納入)

第9条 第7条の規定により掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに当該広告媒体に係る広告の掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の還付)

第10条 既に納入した広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載をすることができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告の掲載料を還付するときは、当該広告の掲載料の納入を受けてから還付するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

(広告掲載の決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すものとする。

(1) 市長が指定する期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載に伴い支障があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）によりその旨を当該広告主に通知するものとする。

3 取消しに係る専決については、掲載の決定等の例による。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載した広告に関し一切の責任を負うものとする。

2 掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

3 版下原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

4 広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 事故等により広告に破損等が生じた場合は、広告主の負担において修復しなければならない。ただし、市の過失により破損等が生じた場合は、広告主と費用負担について協議するものとする。

6 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(広告代理店への委託)

第13条 市長は、広告の募集等に係る業務を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第14条 市長は、広告を掲載した広告媒体等の寄贈の申入れがあった場合において、当該物品等に掲載する広告が第3条に規定する要件を満たすときは、これを受け入れることができる。

2 前項の規定による物品等の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

(市有施設の賃貸借による広告の掲載)

第15条 市有施設の一部を賃借し、市の指定する用途を主たる目的とした広告付き機器等の設置により広告掲載をしようとするものは、当該機器等に掲載する広告が第3条に規定する要件に該当するときは、広告を掲載してはならない。

2 前項の広告事業を実施する際は、賃借人と契約書等を締結するものとする。

(広告審査委員会)

第16条 広告掲載に関する内容等を審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 版下原稿の審査に関すること。

(2) 広告掲載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる場合に開催するものとする。

(1) 新たな広告媒体に広告掲載をしようとするとき。

(2) 広告内容等に疑義が生じ、必要があると認めたとき。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、財政課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、管財課長、企画課長、政策推進課長、市民生活課長、厚生課長、経済振興課長、建設計画課長及び生涯学習文化課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告媒体を所掌する課等の長その他必要な者の出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の君津市刊行物等に係る有料広告の掲載に関する要綱の規定により申請のあった有料広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日告示第35号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条）

広告掲載申請書

年 月 日

君津市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

担当者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

〔 法人その他の団体にあつては、名称、  
事務所等の所在地及び代表者の氏名 〕

君津市広告掲載に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり版下原稿等を添えて広告の掲載を申請します。なお、申請に当たり、私の市税の納付状況を調査し、及びその納付状況を確認することについて同意します。

記

1 広告を掲載する広告媒体の名称

2 広告の内容

第2号様式（第7条第1項）

広告掲載決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった広告の掲載については、下記のとおり決定（却下）したので、君津市広告掲載に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 決定

(1) 広告を掲載する期間等

(2) 広告の掲載料 円

(3) 広告の掲載料の納付期限 年 月 日

2 却下

理由

第3号様式（第11条第2項）

広告掲載決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

君津市長



年 月 日付け第 号で決定した広告の掲載について、下記により取り消したので、君津市広告掲載に関する要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 掲載を取り消した広告媒体の名称

別記第 1 号様式（第 6 条）

第 2 号様式（第 7 条第 1 項）

第 3 号様式（第 1 1 条第 2 項）